⑶　事業者が当該事業年度又は当該事業年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合において、当該事業年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して⑴及び⑵に掲げる額を算定したときは、その旨

22　重要な後発事象に関する注記は、当該事業者の事業年度の末日後、当該事業者の翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象とする。

23　連結配当規制適用会社（会社計算規則第２条第３項第51号に規定する会社をいう。以下同じ。）に関する注記は、当該事業年度の末日が最終事業年度の末日となる時後、連結配当規制適用会社となる旨とする。

24　その他の注記は、５から23までに掲げるもののほか、貸借対照表等により事業者の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項とする。

（ガス事業会計規則の一部改正）

第二条　ガス事業会計規則（昭和二十九年通商産業省令第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
別表第１（第２条関係） 収益 款 ｜ 項 ｜ 備考 ガス事業売上高 ｜ ［略］ ｜ 調査決定の完了した金額を計上する。 ［略］ ｜ ［略］ ｜ ［略］ ［略］ ｜ ［略］ ｜ ［略］ ［略］ ｜ ［略］ ｜ ［略］ ［略］ ｜ ［略］ ｜ ［略］	**別表第１**（第２条関係） 収益 款 ｜ 項 ｜ 備考 ガス事業売上高 ｜ ［略］ ｜ ［新設］ ［略］ ｜ ［略］ ｜ ［略］ ［略］ ｜ ［略］ ｜ ［略］ ［略］ ｜ ［略］ ｜ ［略］ ［略］ ｜ ［略］ ｜ ［略］
様式第４（第２条関係） 個別注記表 ［略］ ［略］ １～18　［略］ 18の２　収益認識に関する注記 19　［略］ 備考 １～５　［略］ ６　重要な会計方針に係る事項に関する注記は、貸借対照表等の作成に当たつて採用する会計処理の原則及び手続（以下「会計方針」という。）に関する次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。ただし、事業者が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、⑷に掲げる事項には、当該事業者の主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点及び当該事業者が重要な会計方針に含まれると判断したものを含むものとする。なお、重要な会計方針（顧客との契約から生じる収益に関するものを除く。）については、代替的な会計基準が認められていない場合、注記を要しない。 ⑴～⑸　［略］ ７～16　［略］ 17　金融商品に関する注記は、次に掲げるもの（重要性の乏しいものを除く。）とする。ただし、会社法第444条第３項に規定する株式会社以外の株式会社にあつては、⑶に掲げる事項を省略することができる。また、連結注記表を作成する事業者は、注記を要しない。 ⑴・⑵　［略］ ⑶　金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項 18　［略］ 19　持分法損益等に関する注記は、次に掲げる区分に応じて定める事項とし、⑴に定める事項については、損益及び利益剰余金からみて重要性の乏しい関連会社（会社計算規則第２条第３項第18号に規定する関連会社をいう。以下同じ。）を除外することができる。ただし、会社計算規則第61条に規定する連結計算書類（以下「連結計算書類」という。）を作成する事業者は、注記を要しない。 ⑴・⑵　［略］ 20～23　［略］ 24　収益認識に関する注記は、事業者が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。ただし、会社法第444条第３項に規定する株式会社以外の株式会社にあつては、⑴及び⑶に掲げる事項	**様式第４**（第２条関係） 個別注記表 ［略］ ［略］ １～18　［略］ ［新設］ 19　［略］ 備考 １～５　［略］ ６　重要な会計方針に係る事項に関する注記は、貸借対照表等の作成に当たつて採用する会計処理の原則及び手続（以下「会計方針」という。）に関する次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。 ⑴～⑸　［略］ ７～16　［略］ 17　金融商品に関する注記は、次に掲げるもの（重要性の乏しいものを除く。）とする。ただし、連結注記表を作成する事業者は、注記を要しない。 ⑴・⑵　［略］ ［新設］ 18　［略］ 19　持分法損益等に関する注記は、次に掲げる区分に応じて定める事項とし、⑴に定める事項については、損益及び利益剰余金からみて重要性の乏しい関連会社（会社計算規則第２条第３項第18号に規定する関連会社をいう。以下同じ。）を除外することができる。ただし、会社計算規則第61条に規定する連結計算書類を作成する事業者は、注記を要しない。 ⑴・⑵　［略］ 20～23　［略］ ［新設］